

令和2年門審第31号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官福間功出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和元年7月18日01時00分

鹿児島県枕崎港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 16.31メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 426キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、その左舷側に機関遠隔操縦装置を、右舷側にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した、まぐろはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和元年7月16日13時00分高知県宇佐港を発し、鹿児島県甬島列島西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、翌17日20時46分鹿児島県佐多岬北東方沖合で甲板員と交替して単独の船橋当直に就き、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室の渡し板にあぐらをかいた姿勢で操船に当たり、大隅半島南岸に沿って西行した。

ところで、a受審人は、船橋当直に就く前に約9時間休息したが、甲板員の操船が気になって熟睡できず、同当直に就いた際、睡眠不足の状態であった。

a受審人は、21時20分半僅か過ぎ前瀬鼻灯台から141度（真方位、以下同じ。）20.5海里の地点で、針路を鹿児島県坊ノ岬南方沖合に向く304度に定めて自動操舵とし、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、23時05分僅か過ぎ前瀬鼻灯台から163.5度9.6海里の地点で、前方に反航船を認めたため、手動操舵に切り替え、針路を315度に転じて続航した。

針路を転じたとき、a受審人は、睡眠不足から眠気を催し、操舵室の渡し板にあぐらをかいた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りをすることはないものと思い、立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢のまま

進行した。

こうして、a 受審人は、いつしか居眠りに陥り、鹿児島県枕崎港に向首続航し、翌18日01時00分前瀬鼻灯台から273.5度6.7海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同港内の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に亀裂及び擦過傷を生じ、のち廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、枕崎港南東方沖合を航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、枕崎港に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、枕崎港南東方沖合を航行中、睡眠不足から眠気を催した場合、操舵室の渡し板にあぐらをかいた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠り運航とならないよう、立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りをするものはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、枕崎港に向首進行して同港内の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年6月10日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 山 本 哲 也

審判官 栗 原 和 栄

審判官 前 田 昭 広